

別表十七（三の九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第6項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の90第6項(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「請求権等勘案合算割合8」は、措置法令第39条の14第2項第1号(課税対象金額の計算等)又は第39条の114第2項第1号(個別課税対象金額の計算等)に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「(10)のうち持株割合25%以上等の子法人から受ける剰余金の配当等の額(12)に該当するものを除く。」「11」は、措置法第66条の6第6項第1号イ又は第68条の90第6項第1号イに掲げる他の法人から受ける剰余金の配当等(法第23条第1項第1号(受取配当等の益金不算入))に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいい、同項第2号に規定する金銭の分配を含みます。以下同じ。)の額を記載します。
- 4 「(10)のうち持株割合10%以上等の資源関連外国子法人から受ける剰余金の配当等の額12」は、措置法第66条の6第6項第1号ロ又は第68条の90第6項第1号ロに掲げる他の外国法人から受ける剰余金の配当等の額を記載します。
- 5 「総資産の帳簿価額18」は、措置法令第39条の17の3第5項第1号又は第39条の117の2第5項第1号(部分適用対象金額の計算等)に掲げる金額を記載します。
- 6 「(14)に係る株式等の帳簿価額19」は、措置法令第39条の17の3第5項第2号又は第39条の117の2第5項第2号に掲げる金額を記載します。
- 7 「(22)のうち一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子の額24」は、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係会社(措置法第66条の6第2項第6号又は第68条の90第2項第6号に規定する部分対象外国関係会社をいい、措置法第66条の6第2項第7号又は第68条の90第2項第7号に規定する外国金融子会社等を除きます。以下同じ。)(金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地国(その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下同じ。))の法令の規定によりその本店所在地国において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限り。))でその本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額を記載します。
- 8 「(22)のうち一定の割賦販売等に係る利子の額25」は、措置法令第39条の17の3第10項第1号又は第39条の117の2第10項第1号に掲げる利子の額を記載します。
- 9 「(22)のうち一定の棚卸資産の販売から生ずる利子の額(25)に該当するものを除く。」「26」は、措置法令第39条の17の3第10項第2号又は第39条の117の2第10項第2号に掲げる利子の額を記載します。ただし、内国法人が令和2年改正前の措置法第66条の6第6項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の90第6項(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、記載しません。
- 10 「(22)のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額(24)に該当するものを除く。」「27」は、措置法令第39条の17の3第10項第3号及び第4号又は第39条の117の2第10項第3号及び第4号に掲げる利子の額を記載します。
- 11 「(42)のうちヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額43」は、措置法規則第22条の11第30項各号(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)又は第22条の76第28項各号(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)に掲げるデリバティブ取引等(措置法規則第22条の11第30項各号列記以外の部分又は第22条の76第28項各号列記以外の部分に規定するデリバティブ取引等をいいます。以下同じ。))に係る利益の額又は損失の額(措置法規則第22条の11第31項又は第22条の76第29項の規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行った全てのデリバティブ取引等に係る利益の額又は損失の額)を記載します。
- 12 「(42)のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額(43)に該当するものを除く。」「44」は、

次によります。

- (1) (2)の場合以外の場合には、法第61条第1項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する短期売買商品等に相当する資産の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させるために行ったデリバティブ取引(法第61条の5第1項(デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等))に規定するデリバティブ取引をいいます。以下同じ。))に係る利益の額又は損失の額(措置法規則第22条の11第35項において準用する同条第31項又は措置法規則第22条の76第33項において準用する同条第29項の規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行った全てのデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額)を記載します。
- (2) 内国法人が平成31年改正前の措置法第66条の6第6項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の90第6項(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、平成31年改正前の法第61条第1項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する短期売買商品に相当する資産の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させるために行ったデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額(平成31改正前の措置法規則第22条の11第18項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)において準用する同条第14項又は措置法規則第22条の76第16項(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)において準用する同条第12項の規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行った全てのデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額)を記載します。
- 13 「(42)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額(44)に該当するものを除く。」「46」は、法第61条の5第1項に規定するその他財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を記載します。
- 14 「(42)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額(43)から(46)までに該当するものを除く。」「47」は、その本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引法第2条第22項各号(定義)に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社(その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限り。))が行う同条第13項に規定する外国商品市場取引及び同条第14項に規定する店頭商品デリバティブ取引に相当する取引に係る利益の額又は損失の額を記載します。
- 15 「その他の金融所得に係る損益の額(21)、(30)、(33)、(40)、(49)又は(51)に該当するものを除く。」「52」は、措置法第66条の6第6項第1号から第6号まで又は第68条の90第6項第1号から第6号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(これらに類する利益の額又は損失の額を含みます。))を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額(これらの各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除きます。))を記載します。
- 16 「(62)のうちヘッジ取引として行った一定の取引に係る損益の額53」は、措置法規則第22条の11第38項において準用する同条第30項各号又は措置法規則第22条の76第36項において準用する同条第28項各号に掲げるデリバティブ取引等(措置法規則第22条の11第38項において準用する同条第30項各号列記以外の部分又は措置法規則第22条の76第36項において準用する同条第28項各号列記以外の部分に規定するデリバティブ取引等をいいます。以下同じ。))に係る利益の額又は損失の額(措置法規則第22条の11第38項において準用する同条第31項又は措置法規則第22条の76第36項において準用する同条第29項に規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行った全てのデリバティブ取引等に係る利益の額又は損失の額)を記載します。
- 17 「保険所得」の各欄は、内国法人が平成31年改正前の措置法第66条の6第6項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の90第6項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しません。
- 18 内国法人が措置法第66条の9の2第6項(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の93の2第6項(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。